

「変額個人年金保険(米国ドル建)」特別勘定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「変額個人年金保険(米国ドル建)」の特別勘定「米国債券インデックス」におきまして、投資対象である外国投資信託で採用しているベンチマークの名称が下記のとおり変更されましたのでご案内申し上げます。

なお、当変更に関し当該外国投資信託の運用方針等の変更はございません。また、お客さまにおかれましては、当変更に関して必要なお手続き等はございません。

今後とも末永くお引き立ていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 変更内容について

以下のベンチマークの名称が変更されました。

特別勘定名	変更前	変更後
米国債券 インデックス	ブルームバーグ・バークレイズ・ 米国総合インデックス (Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Bond Index)	ブルームバーグ米国総合債券インデックス (Bloomberg US Aggregate Bond Index)

(2) 変更日

2021年8月24日

(3) 変更理由

ブルームバーグ・バークレイズ債券インデックスのブランド名変更に伴い、関連インデックス名称も変更となります。

(4) 各種資料における記載について

「パンフレット・契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり」等に記載のベンチマークの名称を、上記「(1) 変更内容について」のとおり読み替えていただきますようお願い申し上げます。

本件に関しまして、お客さまのお手続き等は不要です

PGF生命コールセンター

通話料無料

コール ジブロック

0120-56-2269

受付時間／平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

以上

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



PGF生命

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」「**特別勘定のしおり**」を必ずご覧ください。

●「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、ホームページやお電話でご案内しています。



●各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

●保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される為替レートや最新のユニットバリュー、諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。
- 「特別勘定運用レポート」「特別勘定決算のお知らせ」も掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先等により、お申込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、変額保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「パンフレット・契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の記載は、2021年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社
ブルデシヤル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGターゲット2

変額個人年金保険(米国ドル建)/無配当

外さない安心。
守るべき安心。



パンフレット・契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)

ご契約前に必ずお読みください。 ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。
- 特別勘定の運用実績により損失が生じることがあります。

本商品は、PGF生命を
引受保険会社とした
生命保険です。



PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

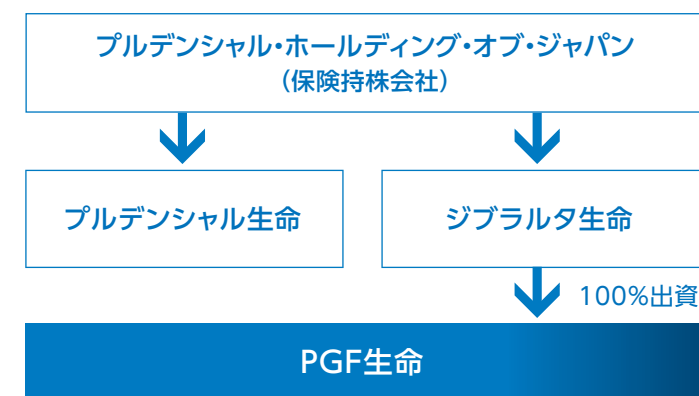
PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。
*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。



▲本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

■日本におけるプルデンシャル・グループの 生命保険事業について



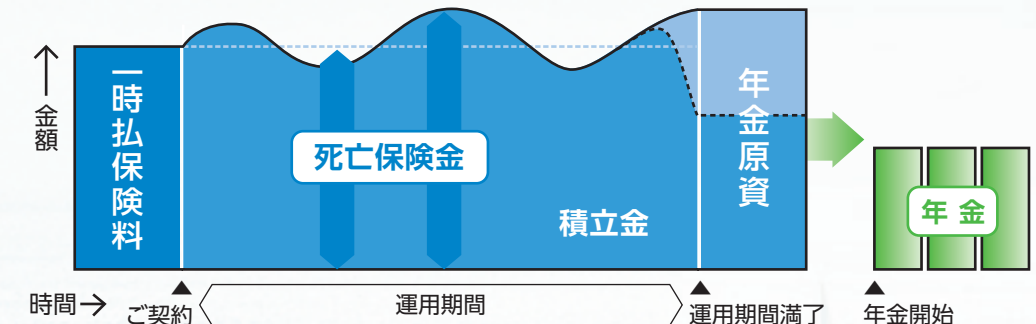
「PGF生命」は
「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

ご提案する生命保険について

今回ご提案する生命保険の種類は、

「**(一時払)変額個人年金保険**」です。

➡ (一時払)変額個人年金保険のカタチ



一般的に(一時払)変額個人年金保険とは、上の図のように

一時払保険料をあらかじめ設定された期間、特別勘定(ファンド)で運用して運用期間満了時の**積立金**を**年金原資**として、年金または一括でお受取りいただく商品です。運用期間中の**積立金**は変動(増減)します。

➡ (一時払)変額個人年金保険の特徴

- 1 運用成果によっては
一時払保険料を上回る成果を期待できます。
- 2 運用成果によっては
一時払保険料を下回る結果になることもあります。

さらに
今回ご提案する商品は、
米ドル建て運用する為、
運用収益と為替差益の
両方のチャンスを狙うことが
できます。

チャンス①	チャンス②
ドル建ての 特別勘定(ファンド) で運用益を狙う	為替レートを判定し 円とドルの 為替差益を狙う
\$	¥

⚠ 株価や債券相場下落、為替相場の変動等により、損失が生じる
可能性があります。

米ドル建でかしく
ふやす

家計における外貨建資産は
30年前の約6倍にもなります。

■家計における外貨預金の保有推移

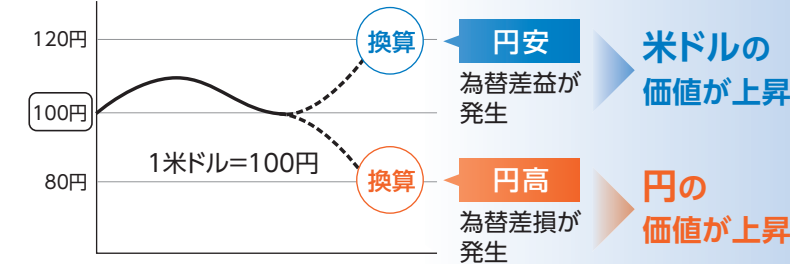


※日本銀行「資金循環表」

海外の金利差に着目し積極的な運用を目指す方が増加しています。

外貨を活用できれば…

■為替の推移例



お金の価値は同じではありません。例えば日本円の価値が下がったとしても外貨を保有していればその価値の下落をカバーすることができます。

⇒ 特徴①

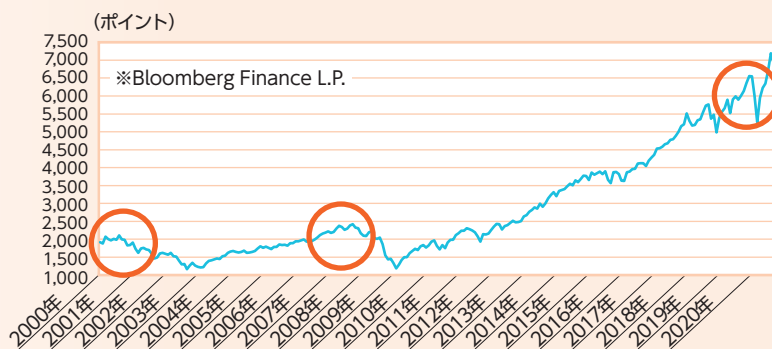
**「米ドル建」の
特別勘定(ファンド)で
ふやすことが
できます。**

米ドル建の特別勘定(ファンド)で運用を行います。

のがさず
キャッチ

資産運用で一番難しいことは、売りどきが
わからないことではないでしょうか？

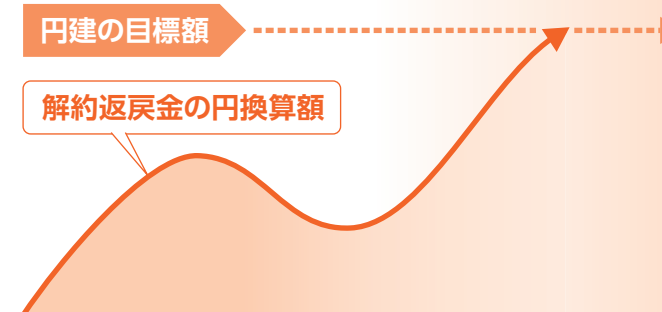
■米国株式 (Standard & Poor's 500 Stock Index (米ドルベース)) の推移



価格のピークがいつくるのかを予想することは相当難しいはずです。

この保険の仕組みを活用すれば…

<イメージ>



この保険には、米国株式や米国債券での運用による運用収益、および米ドル建での運用による為替差益を効率的に確保する仕組みがあります。

⇒ 特徴②

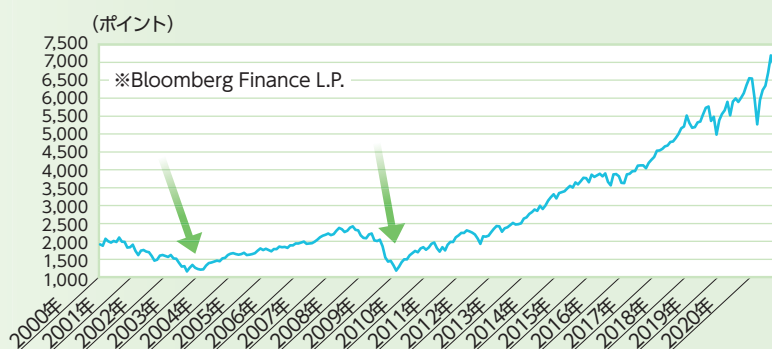
**ふやした資産を
のがさず
「キャッチ」できます。**

契約日から1年経過以後、目標額の到達を毎日判定しますので、狙ったタイミングを逃しません。

しっかり
まもる

資産運用で一番の不安は、
資産が減ることではないでしょうか？

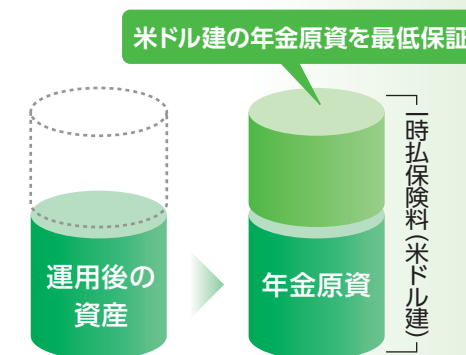
■米国株式 (Standard & Poor's 500 Stock Index (米ドルベース)) の推移



価格の下落を予想することは相当難しいはずです。

この保険の仕組みを活用すれば…

■運用がうまくいかなかった場合



⇒ 特徴③

**年金原資を
米ドル建で
「最低保証」します。**

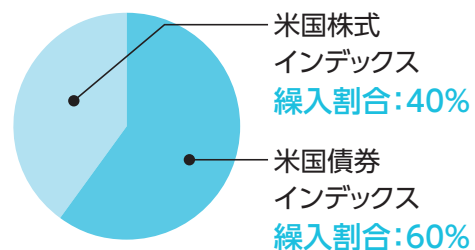
運用が不調でも年金原資は米ドル建の一時払保険料を最低保証します。

狙いを定めて
資産をふやす。

PGターゲット2

仕組み

【特別勘定(ファンド)で
運用を行います。】



ポイントはチャンス「のが さない」こと、そして資産をしっかりと「まもる」こと。

円で目標額を設定

「円」で目標額を設定します(120%~150%)。

※目標額の設定について、くわしくは16ページをご覧ください。

目標額の到達は、ご契約から1年経過以後、毎日*判定し、到達した場合は郵送でお知らせします。

*PGF生命が指定する金融機関の営業日となります。

目標額に到達した場合

ふやした資産を「円」でしっかり確保、すぐに受け取ることもできます。

目標額に到達した場合、一般勘定(円建)での運用に切り替わります。

目標額到達後 年金開始日の繰り上げ(据置期間の短縮)ができます。

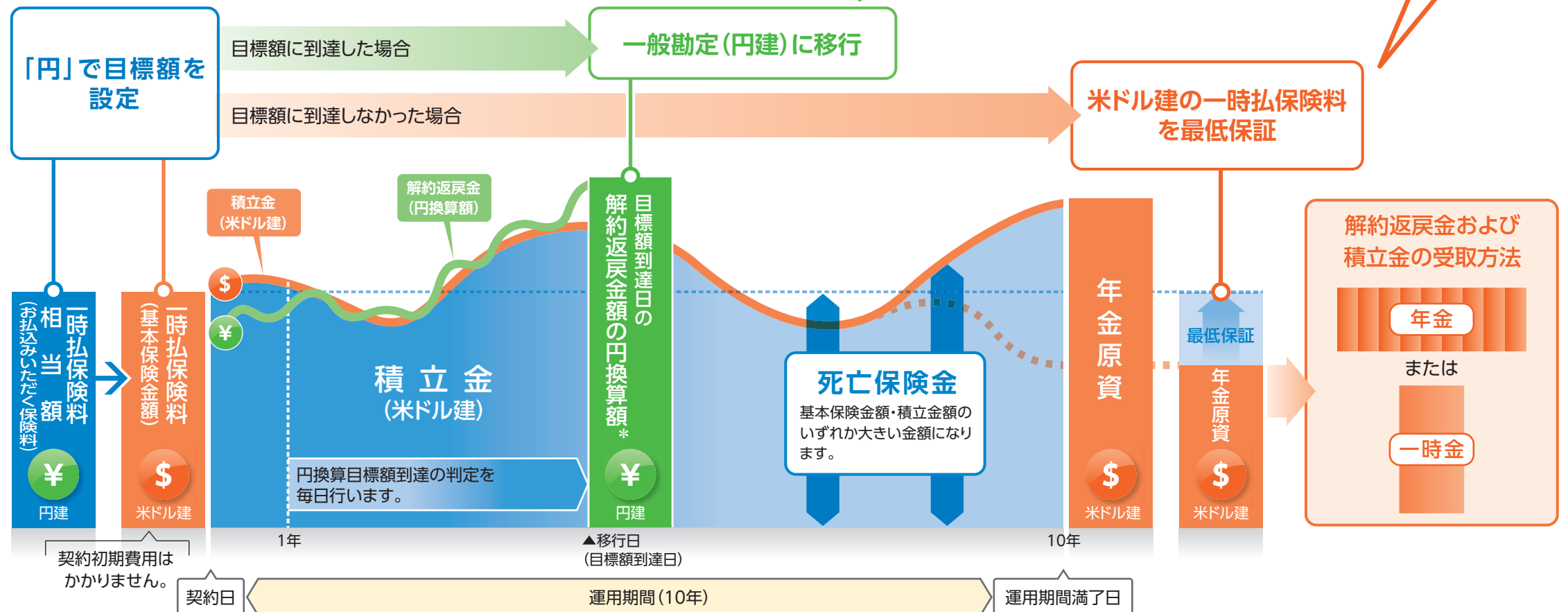
目標額に到達しなかった場合

目標額に到達しなくても、米ドル建の一時払保険料を最低保証します。

積立金額が基本保険金額を上回った場合はその上回った金額を年金原資として、年金や一括で受け取れます。

積立金額が基本保険金額を下回った場合でも米ドル建の一時払保険料を最低保証します。

<イメージ図>



*目標額到達時の解約返戻金の計算には解約控除がかかります。また、円により
※この図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、年金原資額等を保証

目標額を設定する場合の特則の目標額到達用の為替レートを用いて解約返戻金を円に換算した金額となります。
するものではありません。

！必ずお読みください。

■この保険は、特別勘定での運用期間中、米ドル建でしたがいまして、受取時の為替相場で円に換算したおそれがあります。

■この保険の特別勘定は、主に米国株式、米国債券に返戻金額等お受取りになる金額の合計額は、一時払

運用され、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。
年金受取総額等が円でお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じる

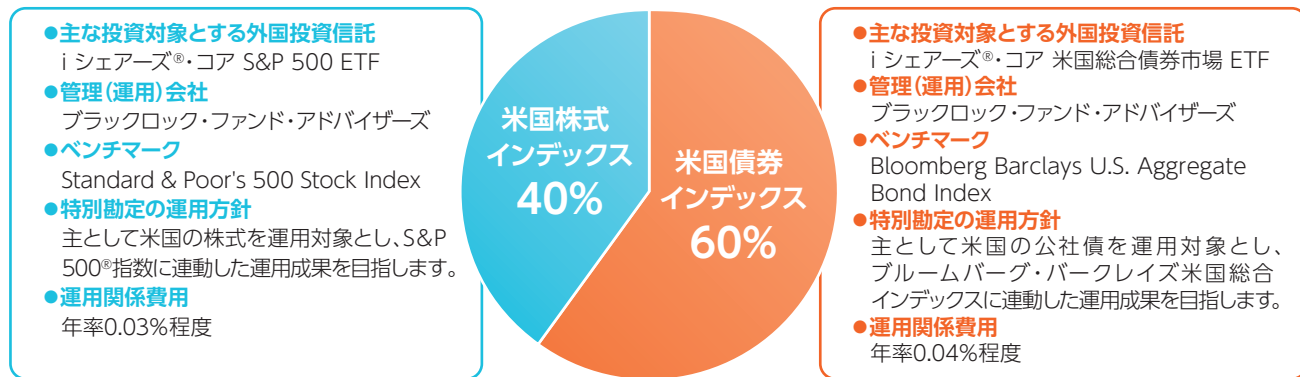
投資する外国投資信託で運用されますので、株価や債券相場下落、為替相場の変動等により解約
保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

▶為替リスク・投資リスクについて、くわしくは27ページの「為替リスクに

ついて」および「投資リスクについて」をご覧ください。

➔ 特別勘定（ファンド）について

■ 特別勘定の資産構成



※i シェアーズ®は、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズとそのグループ会社の商標です。

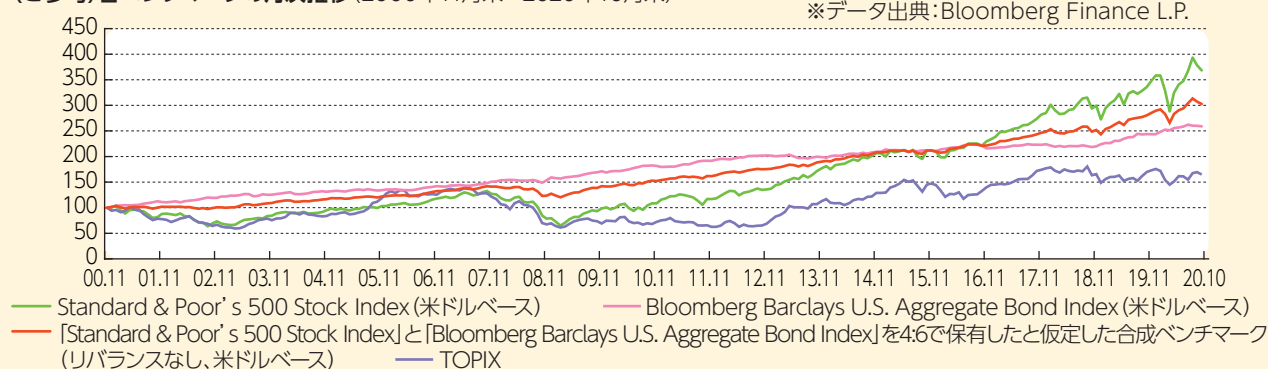
※S&P 500®指数は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスがPGF生命に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLCの登録商標です。

※ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

※ご契約時における特別勘定の繰入割合を示しています。なお、リバランスはありません。

※運用関係費用は、2020年12月末日現在のものです。また、運用関係費用は、各特別勘定の投資対象が上場投資信託となるため、一部の投資家である保険会社に変更できる権限を有しておらず、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、予告なく変更される可能性があります。

(ご参考)各ベンチマークの月次推移(2000年11月末～2020年10月末)

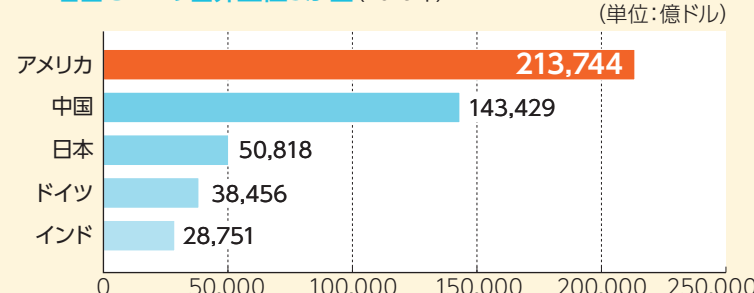


ご参考 ■ アメリカ経済のポイント

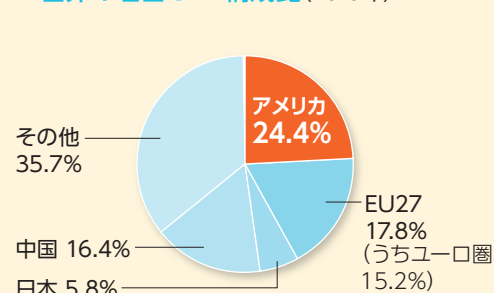
POINT① 経済統計からみたアメリカ

GDP(国内総生産)とはその国で生産したモノやサービス等の付加価値の合計額を指し、一般的にその国の経済的規模を表す指標となります。アメリカは名目GDPで世界第1位であり事実上世界経済を牽引している国のひとつといえるでしょう。

<名目GDPの世界上位5か国(2019年)>



<世界の名目GDP構成比(2019年)>



※外務省「2020年9月 主要経済指標」

! 必ずお読みください。

上記の内容は、アメリカについての情報提供を目的としたものであり、将来を約束するものでは

ご参考 ■ 過去実績に基づくシミュレーション

目標額の到達割合と到達までの平均運用期間について

以下の前提条件に基づき、契約日より1年経過以後、運用期間満了(10年)までに保険料1,000万円が以下の各円換算目標額に到達したデータ数(割合)、および目標額到達までの平均運用期間をシミュレーションしたものです。

目標額	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
目標額に到達したデータ数(割合)	219/250 (87.6%) ! 記載の目標額到達のデータ数(割合)は確実性を保証するものではありません。	167/250 (66.8%)	143/250 (57.2%)	122/250 (48.8%)
目標額到達までの平均運用期間	4年6ヵ月 ! 記載の目標額到達までの平均運用期間は実際の到達までの運用期間を保証するものではありません。また、目標額に到達していないデータの運用期間は考慮しておりません。	4年11ヵ月	5年0ヵ月	4年10ヵ月

前提条件

[算出方法]

- 過去の参考指数(1990年1月末～2020年10月末)の月次データに基づき、毎月月末時点で運用を開始したと仮定して10年間の運用期間がとれる(運用開始時期:1990年1月末～2010年10月末)250個のデータを抽出しています。
 - 上記データをもとに運用期間1年以上10年未満に各目標額に到達したデータの割合および各目標額に到達したデータにおける目標額到達までの平均運用期間を試算しております。なお、目標額到達の前提となる解約返戻金の円換算額の試算については運用開始時および解約時(到達時)にTMMを使用し円換算したものと試算しております。
 - 毎月の積立金額の計算時に保険契約管理費(年率2.75%)および運用関係費用(米国株式:年率0.03%、米国債券:年率0.04%)を月割で控除して試算しております。また、経過年数に応じた解約控除(24ページをご覧ください)を差し引いて試算しております。
- ※運用関係費用は、2020年12月末日現在のものです。また、運用関係費用は、各特別勘定の投資対象が上場投資信託となるため、一部の投資家である保険会社に変更できる権限を有しておらず、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、予告なく変更される可能性があります。

[参考指数]

- 米国株式:Standard & Poor's 500 Stock Index ●米国債券:Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Bond Index
- ※上記参考指数に「PGターゲット2」の各特別勘定資産配分比率(米国株式40%、米国債券60%)で運用を開始したものと仮定しております。

! 必ずお読みください。

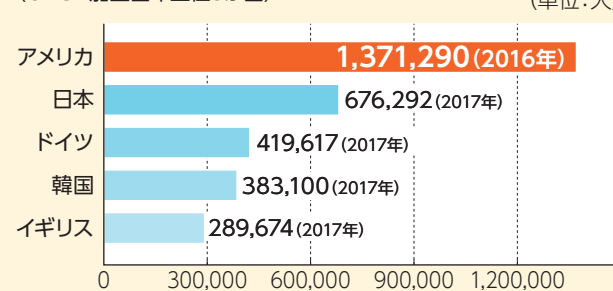
グラフおよび図表に記載されている内容は、過去の参考指数に基づき試算・検証したものであり将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※当ページに記載されているグラフおよび図表は、各参考指数をもとにPGF生命が作成したものです。

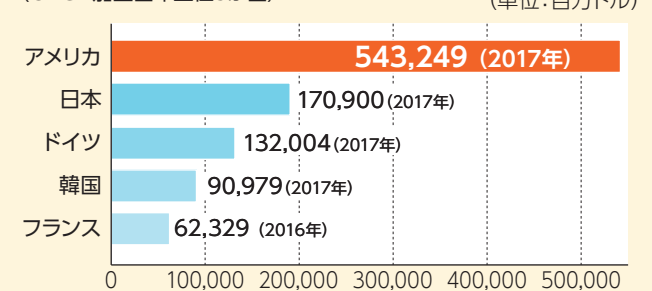
POINT② 先進性からみたアメリカ

各国別の科学技術・情報通信の国内研究者数および国内研究費総額をOECD加盟国と比較すると、研究者数、研究費総額のいずれも2位の日本を大きく引き離してアメリカがトップとなっています。

<科学技術・情報通信の国内研究者数の国際比較>
(OECD加盟国中上位5か国) (単位: 人)



<科学技術・情報通信の国内研究費総額の国際比較>
(OECD加盟国中上位5か国) (単位: 百万ドル)



※総務省統計局「世界の統計2020(第7章科学技術・情報通信)」

ありません。最終的な投資判断についてはお客さま自身の判断で行っていただくようお願いします。

⇒ 特約について

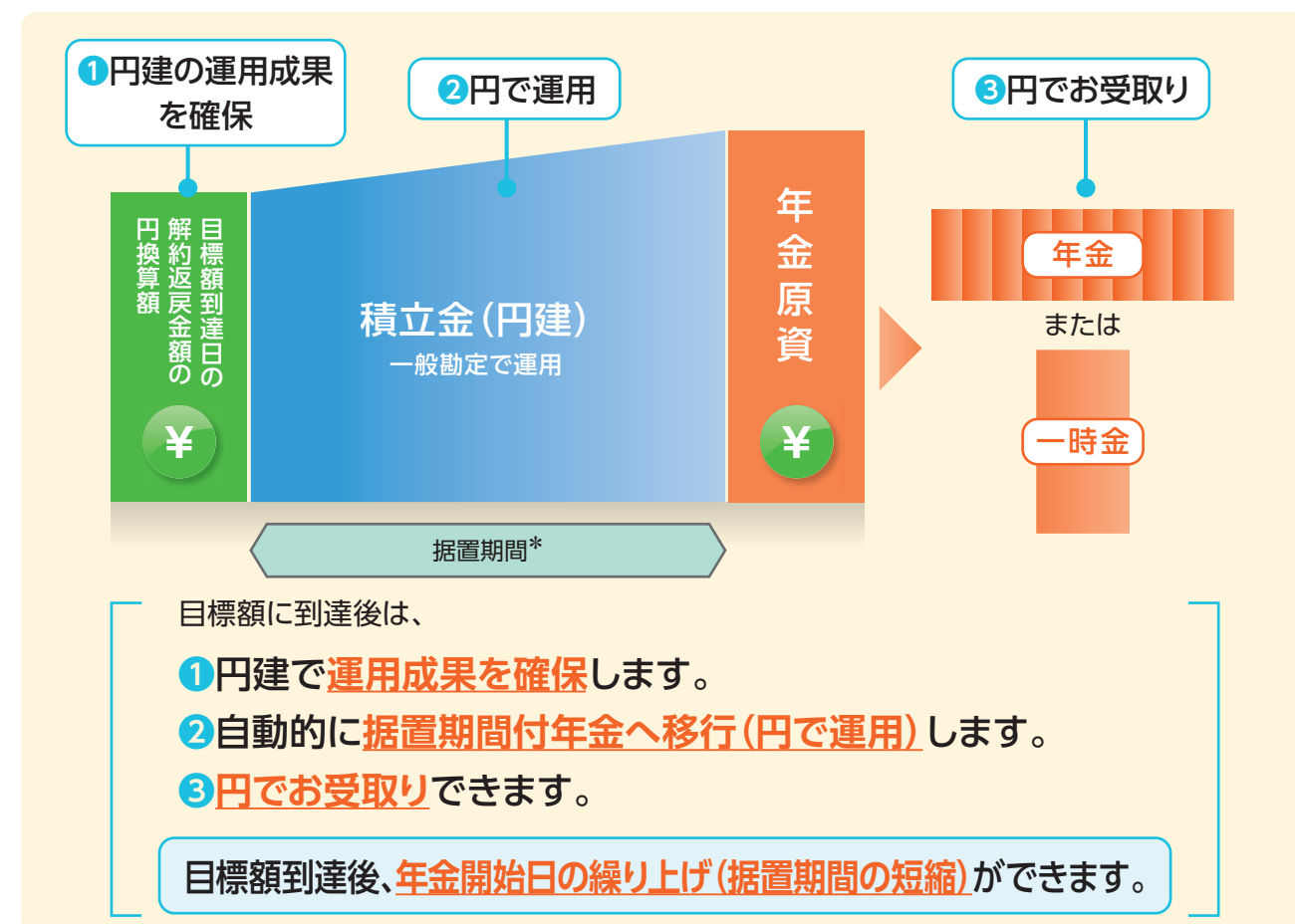
様々な特約を付加いただくことで、さらに充実した保障内容にすることができます。

特約名	保障内容
びたっと ¥ びたっと円入金 保険料円入金特約	米ドル建 の保険料を 円でお払込み いただけます。 「びたっと円入金」を適用して、保険料は端数のない金額を円でお払込みいただけます。
円支払特約	米ドル建の 年金・保険金等 を 円でお受取り いただけます。
年金支払移行特約 (変額個人年金保険用)	1年経過以後 、据置期間付年金への移行前に限り解約返戻金をもとに 年金を受け取る ことができます。
遺族年金特約 (変額個人年金保険用)	死亡保険金、死亡一時金、および年金支払移行特約(変額個人年金保険用)の死亡一時金 を 年金 でお受取りいただけます。

▶くわしくは21～22ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

⇒ 目標額に到達した場合の受取方法について

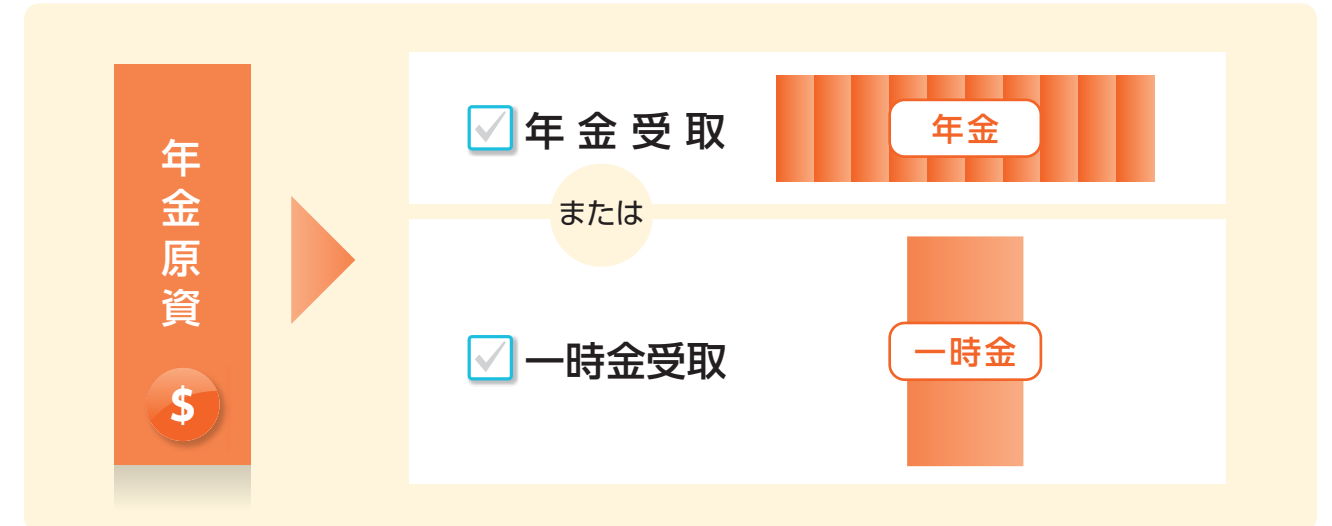
目標額に到達後は「円」で運用成果が確保されます。



*据置期間は、移行日(目標額到達日)からその日を含めて年金開始日の前日(据置期間満了日)までの期間となります。

⇒ 年金の受取方法について

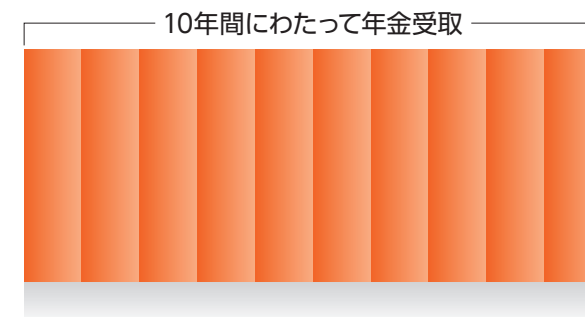
年金原資の受取方法は、年金のほか一時金でも可能です。



ご契約時にお選びいただける年金種類

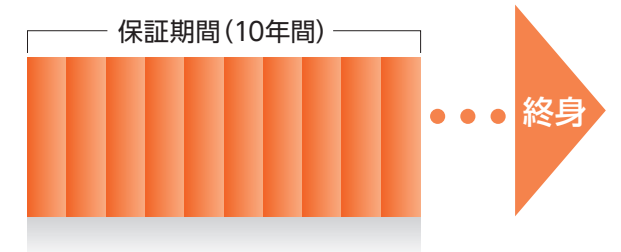
確定年金(10年)

10年間の年金受取りを希望される方におすすめです。



10年保証期間付終身年金

生涯にわたる年金受取りを希望される方におすすめです。
年金開始日以後10年間の保証期間があります。



年金開始時に以下の年金種類に変更することができます。

確定年金	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
保証期間付終身年金	5年	10年	15年	20年				
保証金額付終身年金								

▶年金開始時に変更できる年金種類について、くわしくは19～20ページの「年金種類と受取方法について」をご覧ください。

ご契約後に活用いただけるサービス

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（契約者や受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約（減額）



- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払いします。**



- お取扱いできる通貨は円のみとなります。米ドル建の保険金は、PGF生命所定の為替レートにて換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※ただし、各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

＜受付時間＞平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン・タブレット*から、各種サービスを利用することができます。



ご契約内容や
解約返戻金のご確認



住所変更や
ご家族登録サービスの
各種お手続き



控除証明書や
保険証券等の再発行

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。



「PGF生命マイページのご案内」は
こちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも
新規登録ページやログインページに
アクセスできます。

PGF生命

検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。
※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用可能な手続きが異なります。

PGF生命の付帯サービス

PGF生命の契約者・被保険者およびご家族（2親等内）がご利用いただけるサービスです。

無料 介護・健康ほっとライン（提供：株式会社保健同人社）

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談
内容

- 介護相談（日常の介護や認知症への対処方法等）
- 健康相談（予防や症状の悩み等）
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談（育児や子供の病気等）
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談
内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談
- 相談情報提供書*の発行

*保健同人社が発行するもので、医師が発行する「診療情報提供書（紹介状）」とは異なります。
病状や医療機関によっては相談情報提供書の発行ができない場合がございます。

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス（提供：ALSOK）

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
- 「まもるっく」（事務手数料無料）
- 「ホームセキュリティBasic」／「HOME ALSOK Premium」（初回2ヵ月月額利用料無料*）

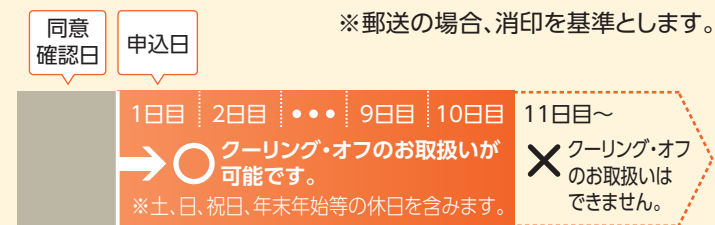
*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※記載の内容は、2020年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくは「生命保険証券」同封の「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイドをご確認ください。

➔ よくあるご質問について

Q1 | クーリング・オフはできますか？

- A1** できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは28～29ページの「お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

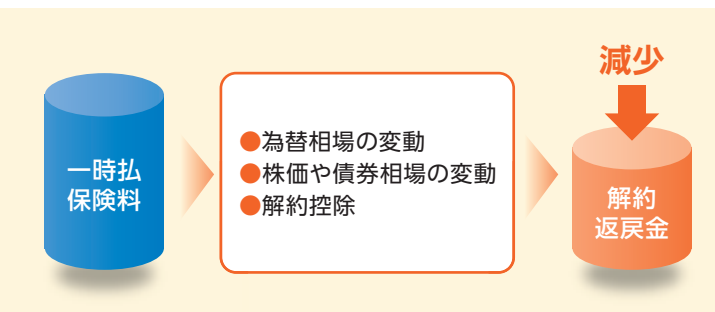
Q2 | 年金原資は最低保証されますか？

- A2** はい。
運用期間満了まで継続すれば、**米ドル建の一時払保険料が最低保証**されます。ただし、運用成果を円で受け取る場合、為替相場の影響を受け**損失が生じる可能性があります**。



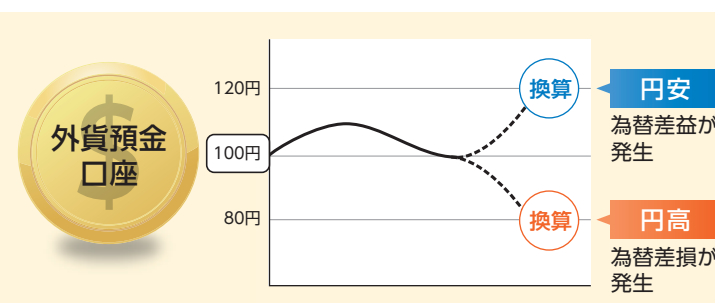
Q3 | 解約返戻金も最低保証されますか？

- A3** いいえ。
解約返戻金の最低保証は**ありません**。解約返戻金は主に次の影響を受け**損失が生じる可能性があります**。



Q4 | 米ドルで受け取る場合、何か注意すべきポイントがありますか？

- A4** あります。
米ドルの外貨預金口座が必要となります。
なお、将来円に交換する際は交換時の為替レートによって**損失が生じる可能性があります**。



Web約款のご案内

PGF生命は、お客さまの利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をホームページに掲載しています。



●いつでもどこでも読める。

Web約款は、いつでもパソコンやスマートフォンで閲覧することができます。

●知りたいことがすぐ見つかる。

検索機能で、ご覧になりたい項目を簡単に検索することができます。

●文字を大きく表示できる。

小さな文字が読みづらいという方も、拡大表示ができるので便利です。

PGF生命「Web約款」はこちらからご覧ください。
<https://www.pgf-life.co.jp/web/>

PGF生命 Web約款 検索

※PC(パソコン)やスマートフォンからアクセスできます。
(一部の機種を除く)



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

お申込みから1～2週間後に郵送します。

※「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイド」を同封します。



●特別勘定での運用開始のお知らせ

特別勘定での運用を開始したことをお知らせします。

お申込みより2～3週間後に郵送します。

保険期間中



●ご契約状況のお知らせ

ご契約の状況と特別勘定の運用状況をお知らせします。

運用期間中、年4回(契約日から3ヵ月ごと)、郵送します。



●決算のお知らせ

前年度の特別勘定の決算についてご案内します。

運用期間中、毎年7月ごろに郵送します。



●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

お申込みの年の10月ごろから順次郵送いたします。

契約概要

⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 | 商品の特徴と仕組みについて

➡ 保険商品の名称：変額個人年金保険(米国ドル建)

➡ 商品の特徴

- この保険は専用の特別勘定の運用実績に基づいて**死亡保険金額、積立金額、解約返戻金額等が日々変動(増減)する**変額個人年金保険(生命保険)です。特別勘定で運用している間、一時払保険料や年金、死亡保険金等、この保険にかかる金銭の授受は、米ドルで行います。ただし、ご契約時に設定いただいた目標額に解約返戻金額の円換算額が到達し、据置期間付年金へ移行した後(一般勘定へ移行した後)は円で行います。
- この保険の特別勘定は、主に米国株式、米国債券に投資する外国投資信託で運用されますので、**株価や債券相場の下落、為替相場の変動等により**解約返戻金額等お受取りになる金額の合計額は、一時払保険料を下回る場合があり、**損失が生じるおそれがあります**。
- この保険は、特別勘定での運用期間中、米ドル建であり、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、受取時の為替相場で円に換算した年金受取総額等が円でお申込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

目標額を設定いただきます

- 解約返戻金額の円換算目標額を基本保険金額(円換算額)の120%~150%の範囲*1となるよう10万円単位で設定いただきます(「円により目標額を設定する場合の特則」によるお取扱いです)。ただし、運用期間中であれば所定の範囲内で変更すること*2が可能です(目標額の変更について詳しくは、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください)。

*1 目標額は、着金日における所定の為替レート(保険料円入金特約用の為替レート)を用いて、基本保険金額を円に換算した金額を基準として設定いただきます。

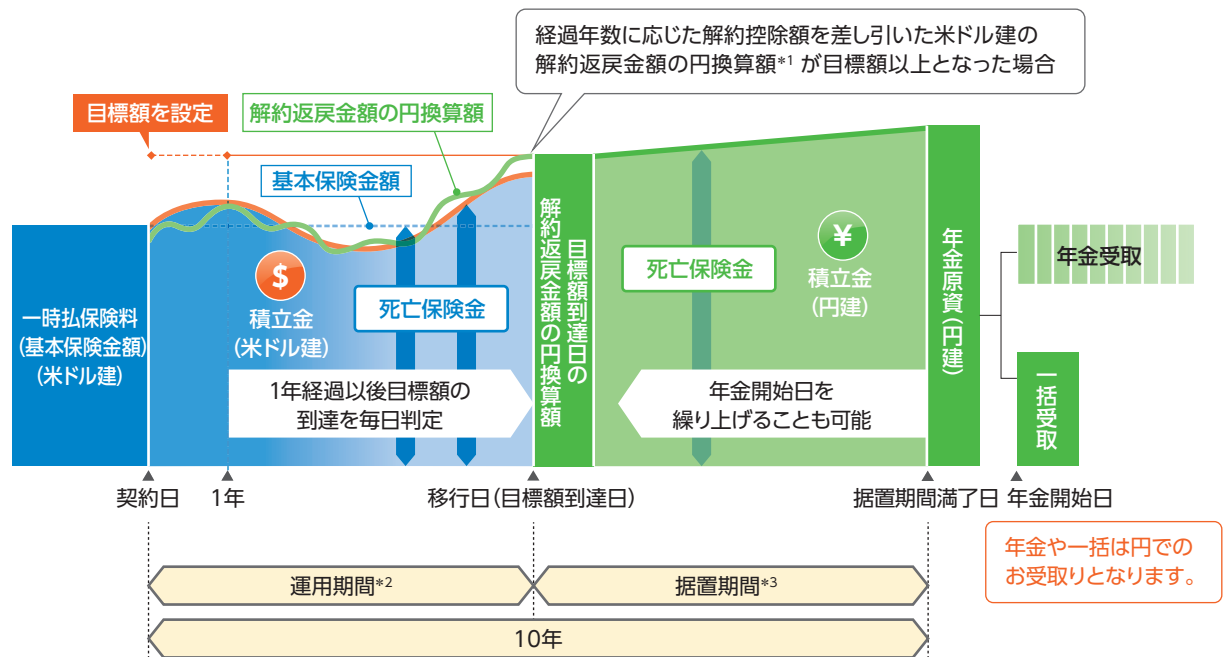
*2 目標額を変更する場合、着金日における所定の為替レート(保険料円入金特約用の為替レート)を用いて、変更時の基本保険金額を円に換算した金額を基準として目標額を設定いただきます。

※着金日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後のその銀行の営業日の為替レートを用います。

※目標額への到達は、運用実績が良好に推移した結果、達成されるものです。必ずしも目標額への到達は保証されるものではありませんのでご注意ください。

目標額に到達した場合

- 契約日からその日を含めて1年経過以後、年金開始日の前日までの期間中、解約返戻金額の円換算額*1が目標額以上となった場合、自動的に据置期間付年金へ移行し、特別勘定での運用から一般勘定での運用へ切り替わり、年金開始日の前日(据置期間満了日)まで据え置きます。据置期間満了後、年金や一括で受け取ることができます。
- 目標額へ到達後、年金開始日を繰り上げること(据置期間の短縮)ができます。



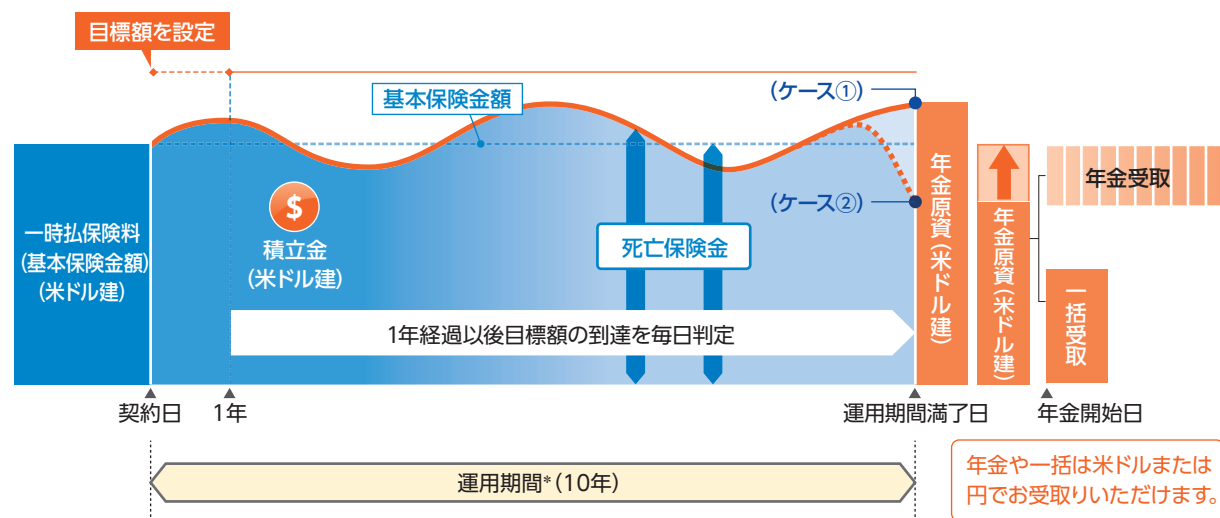
*1 所定の為替レート(円支払特約用の為替レート)を用いて、米ドル建の解約返戻金額を円に換算した金額となります。

*2 運用期間は、契約日からその日を含めて年金開始日の前日までの期間(10年間)となります。ただし、目標額に到達した場合、目標額到達日の前日までの期間となります。

*3 据置期間は、移行日(目標額到達日)からその日を含めて年金開始日の前日(据置期間満了日)までの期間となります。

目標額に到達しなかった場合

- ・目標額に到達しなかったが、年金開始日の前日末の積立金額が基本保険金額を上回った場合、その積立金額を年金原資として年金や一括で受け取ることができます(ケース①)。
- ・目標額に到達せず、年金開始日の前日末の積立金額が基本保険金額を下回った場合、基本保険金額(米ドル建)を年金原資として年金や一括で受け取ることができます(ケース②)。



* 運用期間は、契約日からその日を含めて年金開始日の前日までの期間（10年間）となります。ただし、目標額に到達した場合、目標額到達日の前日までの期間となります。

※当契約概要では、「ご契約のしおり・約款」に記載されている「年金原資額の一時支払」を「年金原資額の一括受取」と記載しております。

<投資対象について>

特別勘定名	投資対象等		繰入割合
米国株式 インデックス	主な投資対象とする外国投資信託	i シェアーズ®・コア S&P 500 ETF	40%
	管理(運用)会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	
	ベンチマーク	Standard & Poor's 500 Stock Index	
	特別勘定の運用方針	主として米国の株式を運用対象とし、S&P 500® 指数に連動した運用成果を目指します。	
	運用関係費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.03%程度	
米国債券 インデックス	主な投資対象とする外国投資信託	i シェアーズ®・コア 米国総合債券市場 ETF	60%
	管理(運用)会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	
	ベンチマーク	Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Bond Index	
	特別勘定の運用方針	主として米国の公社債を運用対象とし、ブルームバーク・バークレイズ米国総合インデックスに連動した運用成果を目指します。	
	運用関係費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.04%程度	

※スイッチングや繰入割合の指定はできません。また、リバランス(資産配分の見直し)のお取扱いはありません。

※iシェアーズ®は、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズとそのグループ会社の商標です。

※S&P 500®指数は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスがPGF生命に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLCの登録商標です。

※ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)(またはブルームバーグのライセンスは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

※特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。

<投資リスクについて>

リスク	リスクの詳細
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格が下落します。
信用リスク	信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。
株価変動リスク	株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	米ドルと非米ドル通貨との間の為替レートの変動により、米ドル建資産の価格が下落するリスクをいいます。
流動性リスク	市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で株式や債券等の売買ができず機会損失を被ることがあります。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

<特別勘定の資産の評価方法について>

- ・資産の評価方法は次のとおりとし、その評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映します。

資産の種類	資産の評価方法
有価証券	時価評価
有価証券以外の資産	原価法

※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価評価差額を損益に計上します。

※資産の評価方法については、将来の関係法令の変更等により、変更することがあります。

2 特別勘定について (詳細は「特別勘定のしおり」でご確認ください)

<特別勘定について>

- この保険では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 一時払保険料は、契約日からその日を含めて、10日を経過した直後の営業日に特別勘定に投入され運用が開始されます。

<特別勘定グループについて>

- この保険は、ひとつまたは複数の特別勘定グループが設定されており（「PGターゲット2」の特別勘定グループは「特別勘定グループ01型」となります）、各特別勘定グループの中には、それぞれ投資する資産の種類・運用方法が異なる複数の特別勘定が用意されています。

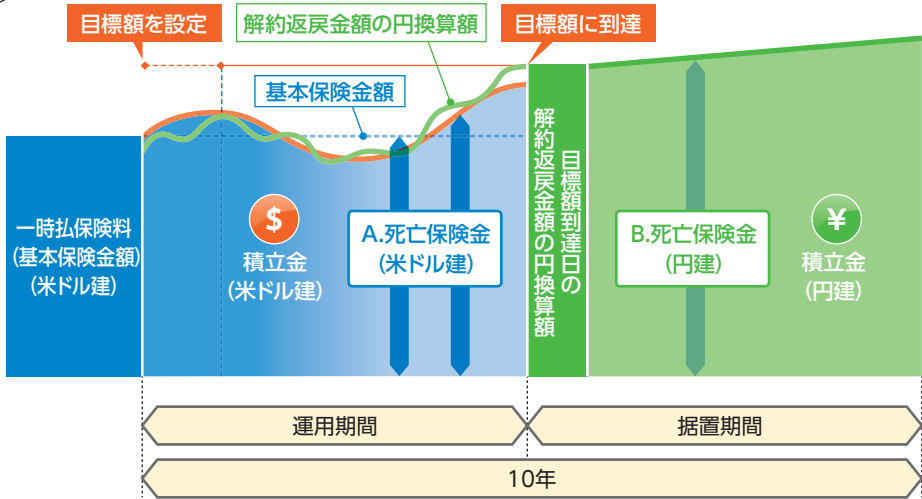
<ユニットバリューと□数について>

- 契約者の持ち分は「ユニットバリュー」と「口数」を用いて管理されます。「ユニットバリュー」とは、各特別勘定資産の日々の評価を反映して計算した値のことで、特別勘定の口数1に対する価額のことです。ユニットバリューの計算にあたって、保険契約管理費と運用関係費用が控除されます。「口数」とは、各特別勘定資産の契約者の保有分を表わす単位のことをいいます。特別勘定資産の増減はご契約締結後、すべて口数で管理します。
- 毎日のユニットバリューの計算は、その日の翌営業日に行います。

3 | 保障内容について

➔ 年金開始日前

<イメージ図>



運用期間中の死亡保険金 (A)	・被保険者がお亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額 (米ドル建) をお支払いします (死亡保険金は米ドル建の基本保険金額 (一時払保険料) を最低保証します)。
据置期間中の死亡保険金 (B)	・被保険者がお亡くなりになった日の積立金額 (円建) をお支払いします。

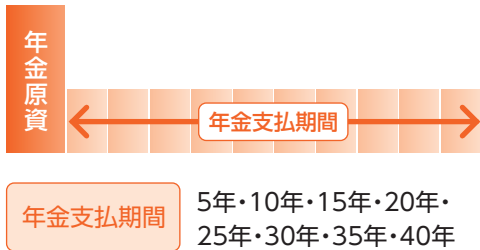
➔ 年金開始日以後

<年金種類と受取方法について>

- **ご契約時にご選択いただける年金種類は、確定年金 (10年) または10年保証期間付終身年金のいずれかとなります。**
- 年金開始日の前日までにお申出いただくことにより、ご希望の年金種類に変更していただくことができます。変更可能な年金種類は、被保険者の年齢によって異なります (くわしくは **23 ページの「保険料・ご加入条件について」** をご覧ください)。

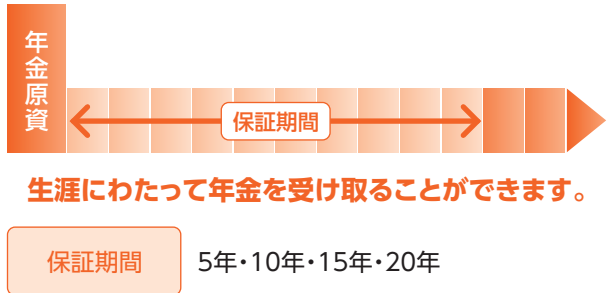
年金のお受取方法について

確定年金



- 年金開始日以後、年金支払期間中、同額の年金をお受取りいただけます。
 - 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、年金支払期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払いします。
- ※年金開始年齢に年金支払期間を加えた年齢が110歳を超えるときは、後継年金受取人 (年金受取人が死亡されたとき、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継する人) を指定していただきます。

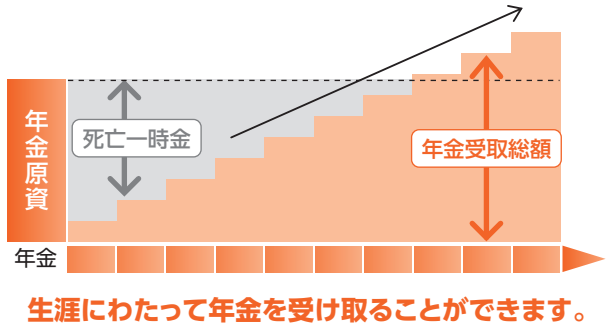
保証期間付終身年金



- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたってお受取りいただけます。
- 保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、保証期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払いします。

生涯にわたって年金を受け取ることができます。

保証金額付終身年金



- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたってお受取りいただけます。
 - 死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額から既払年金の総額を差引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、既払年金の総額がはじめて年金原資を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

生涯にわたって年金を受け取ることができます。

- **年金は分割して受け取ることも可能です。**
 - ・年金は年1回、年2回、年3回、年4回、年6回、年12回のいずれかの受取回数を選択することもできます。
 - ・年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- **年金でのお受取りにかえて年金原資の全部または一部を一括で受け取ることも可能です。**

契約者のお申出により年金でのお受取りにかえて、年金開始日の前日末における積立金 (年金原資) を一括で受け取ることができます。また、一部を一括で受け取り、のこりの部分を年金で受け取ることも可能です。

※一括受取後、この保険契約は消滅いたします。

<年金額について>

- ・年金額が最低年金額 (米ドル建の場合500米ドル、円建の場合2万円) に満たない場合は、年金原資額を契約者に一時金でお受取りいただき、保険契約は消滅します。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上になります。
 - ・1契約についての最高年金額は米ドル建の場合30万米ドル、円建の場合3,000万円となり、かつ被保険者が同一であるPGF生命の他の年金契約と通算され3,000万円相当額 (PGF生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) で円に換算します) を限度とします。1契約あたりの最高年金額を超える場合、もしくは通算後の年金額が3,000万円を超える場合、年金額を最高年金額かつ3,000万円相当額とし、それをを超える部分に相当する積立金額は年金開始日に契約者に一時金でお受取りいただけます。
 - ・年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資額および年金開始日における年金の種類、基礎率 (予定利率等) に基づいて計算され、算出されるものです。
- ※最低年金額、最高年金額および通算される年金額等、将来変更される可能性があります。

4 | 主な特約とその内容について

➔ 保険料円入金特約 ぴたっと円入金^{*1}

- PGF生命所定の為替レート(保険料円入金特約用の為替レート)を用いて米ドル建の一時払保険料を円でお支払いいただけます。
- お支払いいただく円の一時払保険料相当額(保険料円換算額)をもとに、PGF生命が受領した日(着金日)^{*2}の為替レートで米ドル建の一時払保険料(基本保険金額)を計算します(ぴたっと円入金^{*1})。

対象	換算基準日
保 険 料	円で支払った保険料のPGF生命受領日(着金日) ^{*2}

^{*1}「保険料円入金特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。
^{*2} PGF生命受領日(着金日)が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後のその銀行の営業日となります。

➔ 円支払特約

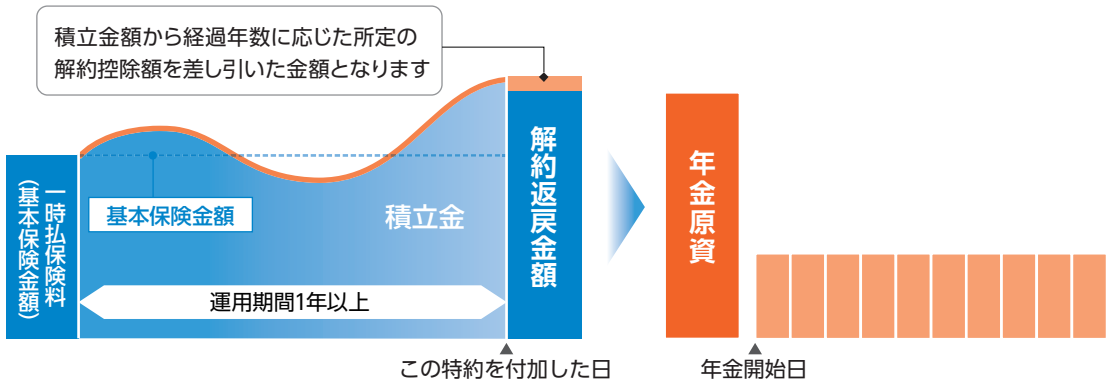
- 米ドル建の年金・死亡保険金・死亡一時金・解約返戻金または年金原資をPGF生命所定の為替レート(円支払特約用の為替レート)を用いて円に換算し、お受取りいただけます。

対象	換算基準日
死亡保険金	被保険者の死亡日
解約返戻金	解約日(減額日)(所定の必要書類をPGF生命にて受理した日)
年金原資額の一括受取	年金開始日
年金・死亡一時金	

※この特約を付加して年金を円で受け取る場合、年金原資額を年金開始日における所定の為替レート(円支払特約用の為替レート)で円に換算し年金額を計算します。年金の受取開始後は、受取通貨の変更はできません。
※この特約を付加して年金を円で受け取る場合、年金開始日における為替相場により円に換算した年金受取総額が、保険料払込時の為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

➔ 年金支払移行特約(変額個人年金保険用)

<イメージ図>



- 契約日から1年経過以後、据置期間付年金への移行日前に限り、この特約を付加した日(PGF生命が書類を受け付けた日の翌日以降、直後に到来するPGF生命が指定する金融機関の営業日)の前日末における解約返戻金をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。
- 選択できる年金種類および取扱年齢範囲は、以下のとおりになります。

年金種類	年金開始日における被保険者の年齢
確定年金 (年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年)	1～90歳
確定年金(年金支払期間:35年)	1～87歳
確定年金(年金支払期間:40年)	1～82歳
保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年) および保証金額付終身年金	40～90歳

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※年金額は、この特約を付加した日の前日末における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、年金額が最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、お取扱いできません。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。
※確定年金をお受取りいただく場合、年金開始年齢に年金支払期間を加えた年齢が110歳を超えるときは、後継年金受取人(年金受取人が死亡されたとき、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継する人)を指定していただきます。

➔ 遺族年金特約(変額個人年金保険用)

- この保険の死亡保険金、死亡一時金、および年金支払移行特約(変額個人年金保険用)の死亡一時金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受取りいただけます。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金支払期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として死亡保険金、死亡一時金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- 取扱年齢範囲は年金開始日における年金受取人の年齢が0～90歳となります。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※年金開始日における年金受取人の年齢によっては、年金支払期間を所定の範囲で変更し、年金をお支払いする場合があります。
※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、年金額が最低年金額(米ドル建の場合500米ドル、円建の場合2万円(将来変更される可能性があります))に満たない場合、お取扱いできません。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。

5 | 保険料・ご加入条件について

- 運用期間：10年
- 契約日の被保険者の契約年齢範囲(満年齢)とお選びいただける年金種類
- | 年金種類 | 契約年齢範囲 |
|--------------|---------|
| 確定年金(10年) | 0歳～80歳 |
| 10年保証期間付終身年金 | 40歳～80歳 |
- ※ご契約時にご選択いただける年金種類は確定年金(10年)、10年保証期間付終身年金のいずれかとなります。
- 年金開始日の被保険者年齢と変更可能な年金種類
- | | | | |
|-----------|--|---|--|
| 確定年金 | 確定年金(5年) …1歳～90歳
確定年金(20年) …1歳～90歳
確定年金(35年) …1歳～87歳 | 確定年金(10年) …1歳～90歳
確定年金(25年) …1歳～90歳
確定年金(40年) …1歳～82歳 | 確定年金(15年) …1歳～90歳
確定年金(30年) …1歳～90歳 |
| 保証期間付終身年金 | 5年保証期間付終身年金…40歳～90歳
15年保証期間付終身年金…40歳～90歳 | 10年保証期間付終身年金…40歳～90歳
20年保証期間付終身年金…40歳～90歳 | |
| 保証金額付終身年金 | 40歳～90歳 | | |
- 取扱保険料額
- | | ぴたっと円入金を適用する場合 | ぴたっと円入金を適用しない場合 |
|------|----------------|-----------------|
| 最低 | 200万円 | 2万米ドル |
| 最高 | 500万米ドル*1 | |
| 取扱単位 | 1万円 | 100米ドル |
- *1 同一被保険者でPGF生命が定める保険契約がある場合、それぞれの基本保険金額を通算します。
- 払込方法：一時払
- 告知：告知は求めません
- 年金受取人*2：契約者または被保険者
- 死亡保険金受取人*2：原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族
- *2 契約者は年金・保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て年金受取人・死亡保険金受取人を変更することができます。

6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約(減額＝一部解約)について

➔ 運用期間中

- 運用期間中、解約あるいは基本保険金額の減額により積立金の全部あるいは一部を解約返戻金として受け取ることができます。なお、解約返戻金額は、解約控除額を差し引いた金額となります。解約控除額は、解約日(減額日)の基本保険金額(減額の場合は減額する基本保険金額)に以下の解約控除率を乗じた金額となります。
- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動します。また、契約日から10年未満は解約控除がかかります。したがって、これらの特別勘定の運用実績や解約控除によって解約返戻金額は一時払保険料を下回る場合があります。なお、解約返戻金の最低保証はありません。
- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。なお、減額は100米ドル単位でお取扱いし、減額後の基本保険金額は2万米ドル以上(将来変更される可能性があります)であること、および減額後の目標額が所定の範囲内となる必要があります。

解約返戻金額 = 解約日の積立金額*1 - (解約日の基本保険金額*2 × 解約控除率)

*1 減額の場合は、減額日において減額される積立金額となります。

*2 減額の場合は、減額日において減額する基本保険金額となります。

解約控除額

<解約控除率>

契約日からの経過年数*	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

*経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの年数をいいます。

➔ 据置期間中

- 据置期間中(据置期間付年金へ移行後)、解約あるいは積立金額(基本保険金額)*の減額により積立金の全部あるいは一部を解約返戻金として受け取ることができます(解約控除はかかりません)。
- 減額は1万円単位でお取扱いし、減額後の積立金額(基本保険金額)は100万円以上(将来変更される可能性があります)である必要があります。
- *据置期間中の基本保険金額は、積立金額となります。

8 | 投資リスク・為替リスクについて

- この保険は投資リスク・為替リスクがあります。各リスクについて、くわしくは27ページの「投資リスクについて」および「為替リスクについて」をご覧ください。

9 | 諸費用について

- この保険でご負担いただく諸費用について、くわしくは25～26ページの「各種費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して **特にご注意いただきたい事項** を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み** いただきますようお願いします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますのでご確認ください。

➡ 各種費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険契約管理費」、「運用関係費用」、および各種お取扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

■ 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目		費用	概要
保険契約管理費*1		年率2.75%	積立金額に対して左記年率／365日 を乗じた額を毎日控除します。
運用関係費用*2	米国株式インデックス	年率0.03%程度	各特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定毎に設定された年率／365日 を乗じた額を毎日控除します。
	米国債券インデックス	年率0.04%程度	

*1 保険契約管理費とは、以下①②の合計です。

- ① 年金原資額および死亡保険金額を最低保証するための費用
- ② 会社の経費に充てるための費用

*2 運用関係費用には、特別勘定の投資対象となる投資信託の運用報酬の他、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および運用関連の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費用は、2020年12月末日現在のものです。また、運用関係費用は、各特別勘定の投資対象が上場投資信託となるため、一部の投資家である保険会社の変更できる権限を有しておらず、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、予告なく変更される可能性があります。

■ 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

＜保険料を円でお払込みいただく場合、年金・保険金等を円でお受取りいただく場合、および据置期間付年金へ移行する場合の費用＞

「保険料円入金特約」を付加して保険料を円でお払込みいただく場合、「円支払特約」を付加して年金・保険金等を円でお受取りいただく場合、および「円により目標額を設定する場合の特則」を適用して据置期間付年金へ移行する場合の為替レートと仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

*仲値(TTM)は、PGF生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。

保険料円入金特約用の為替レート	円支払特約用の為替レート／ 円により目標額を設定する場合の特則 の目標額到達用の為替レート
TTM +50銭	TTM -1銭

(2021年4月現在)

＜年金・保険金等を外貨でお受取りいただく場合の費用＞

- お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 外貨でのお支払いにかかる手数料(PGF生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお支払額より差し引くことがあります(送金先金融機関により、手数料は異なるため一律に記載することができません。お受取時にPGF生命にご確認ください)。

＜クーリング・オフ等で保険料を外貨でお受取りいただく場合の費用＞

お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料は異なるため一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

■ 年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2021年4月現在)を年金支払日に積立金より控除します。

■ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

運用期間中に解約(減額)する場合、基本保険金額(減額の場合は減額する基本保険金額)に対して経過年数に応じた所定の解約控除率を乗じた金額を積立金額(減額の場合は減額される積立金額)より控除します(所定の解約控除率については24ページ「7. 解約(減額＝一部解約)について」をご覧ください)。

➡ 投資リスクについて

この保険の特別勘定は、主に米国株式、米国債券に投資する外国投資信託で運用されますので、株価や債券相場の変動により解約返戻金額等お受取りになる金額の合計額は、**一時払保険料を下回る場合があります、損失が生じる**おそれがあります。

- この保険にかかる投資リスクは契約者および受取人に帰属します。

➡ 為替リスクについて

この保険は、特別勘定での運用期間中、米ドル建で運用され、円で払い込まれ、または円で受け取る場合等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した年金受取総額等が**円でお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。

- この保険にかかる**為替リスクは契約者および受取人に帰属します**。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、受取時の為替相場で円に換算した年金受取総額等が**円でお払込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。

■ クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、**返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる**可能性があります。

➡ 解約と解約返戻金について

運用期間中に解約（減額）する場合の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に応じて毎日変動するため、運用状況によっては、**解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります**。なお、解約返戻金の最低保証はありません。また、解約返戻金を円でお受取りいただく場合には、お受取時における為替相場の変動による影響を受けます。

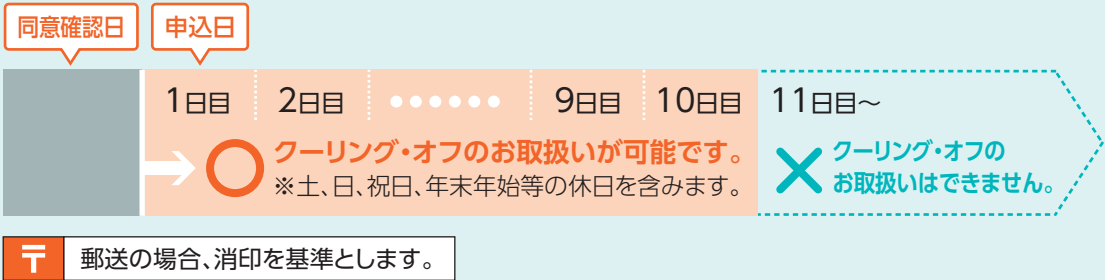
1

お申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

■ ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）。

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、**申込日**または**本書面についての同意確認日（意向確認書兼適合性確認書の確認日）**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込みの撤回等（クーリング・オフ）のながれ



- お申込みの撤回等をされた場合、**原則PGF生命にお払込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します（保険料を米ドルでお払込みいただいた場合は米ドルで、保険料円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は円でご返金します）**。
※なお、米ドルでお受取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。
- **保険料円入金特約の付加有無等により、お申込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。**

	保険料のお払込み時の通貨	お申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）の際の返金通貨
保険料円入金特約を付加 する 場合	円*1	円*3
保険料円入金特約を付加 しない 場合	米ドル*2	米ドル*4

*1 保険料円入金特約に伴う為替手数料が発生します。
*2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
*3 円でお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。
*4 米ドルでお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合（金融機関で米ドルに交換した場合）、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります**。
①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料 ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

■お申込みの撤回等の方法

- お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込書番号（申込書控に印字）、保険料返金先（返金口座）をご記入ください。
- お申込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

お申込みの撤回等（クーリング・オフ）お申出書面（封書）の記載見本（例）

切手
〇〇局
00.00.00
●
消印有効
10日以内の

1028015
PGF生命
クーリング・オフ担当
宛

東京都千代田区一番町21番地

PGF生命 行

私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 〇〇〇〇

●お申込みの撤回等をする旨の明記

●自署

●申込書控に印字

●すでに保険料を払い込まれた場合*

●送付先住所

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地
PGF生命 クーリング・オフ担当

*PGF生命にお申込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

■お申込みの撤回等のお取扱期限

お申込みの撤回等の方法		お取扱期限
郵	送	10日以内の消印まで有効
直	接	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

⚠

以下の場合、**お申込みの撤回等（クーリング・オフ）はお取り扱いできません。**

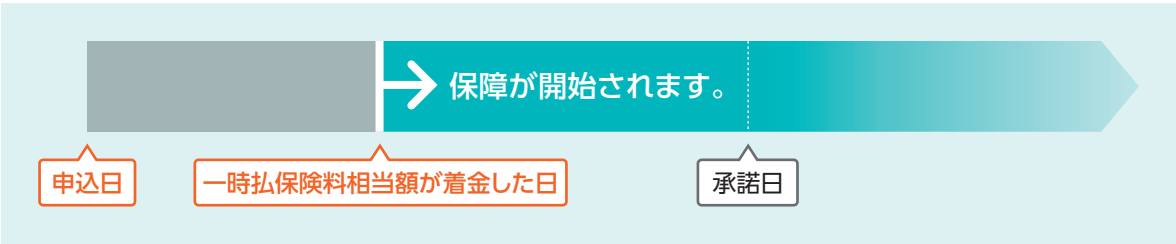
- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

2 告知義務について

■この保険のご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、健康状態の告知を求めません。

3 保障を開始する時期（責任開始期）について

■PGF生命がご契約のお引受けを決定した場合には、**一時払保険料相当額をPGF生命が受け取った時**からご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 保険金、給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

6

生命保険会社の業務または
財産の状況の変化による保険金額等の削減について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

7

預金等との違いについて

■本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)**。

8

現在のご契約を解約・減額することを前提に
新たにご契約のお申込みをされる場合について

■現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合、**不利益となることがあります**。

- ・解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9

税務のお取扱いについて

<お払込みいただく保険料について>

お払込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

保険料	対象
主契約(一時払保険料)	一般生命保険料控除

※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。
※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

<税務上の換算レートについて>

この保険の税務上のお取扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建の生命保険と同様になります。
一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
保 険 料*2	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死 亡 保 険 金*3 死 亡 一 時 金*3	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB(対顧客電信買相場) 〈所得税の対象となる場合〉TTM(対顧客電信仲値)
解 約 返 戻 金*3	解約日・減額日	TTM(対顧客電信仲値)
年 金*3	年金支払日	

*1 源泉徴収税額の計算等、PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートをを用います。
*2 保険料円入金特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円でお払込みいただいた金額となります。
*3 円支払特約により円でお受取りになっている場合は、円でお受取りいただいた金額となります。

<解約返戻金について>

年金種類	解約までの期間(5年以内)	解約までの期間(5年超)
確 定 年 金	20.315%源泉分離課税(解約差益)	所得税(一時所得)+住民税
保 証 期 間 付 終 身 年 金	所得税(一時所得)+住民税	

<死亡保険金について>

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

<年金について(契約者と年金受取人が同一人の場合)*1>

	年金開始時に一時金でお受取りの場合		年金でのお受取りの場合	年金支払期間中に一時金でお受取りの場合
	5年以内の場合*2	5年超の場合*2		
確定年金	20.315% 源泉分離課税	所得税(一時所得) +住民税	所得税(雑所得) +住民税	所得税(一時所得) +住民税
保証期間付 終身年金	所得税(一時所得) +住民税			所得税(雑所得) +住民税

*1 契約者(保険料負担者)と年金受取人が相違する場合において、年金開始時に一時金でお受取りの場合には当該一時受取額を評価額として、年金でのお受取りの場合には年金開始時に年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

*2 契約日から運用期間満了日(据置期間付年金に移行した場合は据置期間満了日)までとなります。

■一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額 = {収入-必要経費(払込保険料等)}-特別控除(50万円)}×1/2



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(米ドル)が一時払保険料(米ドル)を下回る場合があります。**

➡くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

上記内容は2020年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

10 保険金・給付金等のご請求について

■保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

➤お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル

通話料
無料

コール オシハライ
0120-56-4861

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はこちらまでご連絡ください。

11 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

➤お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料
無料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載をしておりますのでご覧ください。上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

■保険料を借入金で調達してのお申込みおよび借入を前提としたお申込みはできません。

■保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて（ご契約者さまへ）

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社（外国にある会社を含みます）に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社（外国にある会社を含みます）が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社（外国にある会社を含みます）に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報を含みます）を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、（一社）生命保険協会（「協会」）、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（総称して「各生命保険会社等」）とともに、保険契約もしくは共済契約等（「保険契約等」）のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等（「保険金等」）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等）を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましてはくわしくは（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内）（3）保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましてはくわしくは（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）をご覧ください。

